

(助成金の額)

工事金額により別表2の金額を牧之原市デジタルポイント「まきペイ」にて支給

支給上限 1工事 最高5万円 (同一住宅、同一人1申請まで)

本年度は、事業主負担は無しとする。

※申請後、工事金額に増額があった場合でも助成額は増額しません。

※工事金額に減額があった場合、助成額は減額します。

※助成額は、商工会にて審査し、内定通知及び決定通知にてお知らせします。

(申請書類及び添付書類)

○申請時

牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業申請書(様式第1号)

- ・工事請負契約書又は見積書の写し

~~○工事内容や助成金額に大幅な変更があったとき(助成金額5万円以上減額する工事)~~

~~牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業変更申請書(様式第2号)~~

- ~~・変更後の工事請負契約書又は見積書の写し~~

○工事完了時

牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業工事完了報告書(様式第3号)

- ・工事箇所の施工前写真と施工後写真(デジタル画像の印刷物でも可)
- ・工事代金支払領収書の写し ・請求書の写し

別表1

<住宅内外工事>

- 住宅の増改築 ●屋根の葺き替え・塗装工事
- 外壁の張替・塗装工事 ●内装クロスの張替工事 ●畳の張り替え
- サッシの取替・設置工事 ●トイレの修繕・取替工事 ●浴槽の修繕・取替工事
- キッチン修繕・取替工事 ●上下水道の配管工事 ●床暖房工事 ●照明器具取替工事
- 給湯設備機器工事 ●電気設備工事 ●空調設備工事 ●カーテン・ブラインド工事

<住宅敷地内の住宅用工事>

- カーポート、物置設置工事 ●庭園整備、整地工事
- 門、塀、柵などの外構工事 ●倉庫、車庫の工事

<対象とならない工事例>

- ◇浄化槽設備工事 ◇耐震補強工事(補助金が出るもの)
- ◇太陽光発電設備、太陽熱温水器設置工事(補助金が出るもの)
- ◇家具・家電の購入費及び設置費 ◇賃貸用住宅の工事
- ◇住宅とは別棟の倉庫、車庫の工事 ◇増改築を伴わない解体工事
- ◇国、県、市等で別途、補助金・助成金等が支給される工事
- ◇工事事業者を伴わない申請者自ら行う工事
- ◇施工業者が自らの住宅のリフォームを行う工事
- ◇その他、当会が認めないと判断する工事及び費用

※住宅リフォーム費用助成事業取扱規程につきましては、商工会ホームページの建設部会のブログ内にてダウンロードできます。<http://makinohara-s.com/>